

西東京市後期基本計画に対する付帯意見

平成 21 (2009) 年 1 月 27 日
西東京市総合計画策定審議会

本審議会では、平成 19 年 7 月から平成 20 年 12 月まで計 10 回の審議を経て、平成 15 年度に策定した西東京市基本計画のうち、平成 21 年度から始まる残りの 5 年間を見直し、このたび後期基本計画として答申した。

この間、市民意識調査などの基礎調査に始まり、施策体系及び内容の検討、その取りまとめと作業を進めてきた。しかし、基本計画は市のもっとも基本となる行政計画として、行政のあらゆる分野を網羅する広範な性格を有するゆえ、その見直しについて審議会での議論を深めていく上で、さらには、今後、後期基本計画に基づき実施計画を具体化していく上で、幾つか課題があると認識している。

そうした課題を踏まえ、本審議会として、審議会の運営および計画の進行管理について五つの意見を答申に付することとする。この意見を踏まえ、適切な措置を講じることにより、次の基本構想・基本計画がより良いものとなり、市民の基本構想・基本計画に対する理解がいつそう進むようになることを希望する。

- 1 基本計画を含む総合計画の位置づけについて、審議会委員が審議の初期の段階で速やかに共通の認識をもてるよう工夫すること。
- 2 計画の策定・見直しに当たって実施する市民意識調査、ヒアリングといった基礎調査、さらにはワークショップなどの市民参加については、実施前に、審議会での目的、方法、枠組みを十分議論できるように工夫すること。
- 3 市民意識調査などから得られる自由意見は、市民の生の声として貴重な資料であることを踏まえ、計画に効果的に取り入れる手法について、さらに調査・研究すること。
- 4 基本計画を実施計画として具体化・公表する際には、基本計画に示した施策体系との関連について、市民が理解しやすいよう工夫すること。個別計画との関連についても同様に工夫できるよう努力すること。
- 5 後期基本計画で新たに盛り込んだ成果指標については、今後、計画の進捗よくを測る尺度として、施策評価などで効果的に活用されることを期待する。しかし、定量的、かつ、分かりやすい目標設定ゆえに、成果の説明に偏りが生じないよう活用方法を十分検討すること。